



国労東海

国鉄労働組合
東海エリア本部

東京都港区新橋5-15-5
交通ビル4階
発行責任者 杉本洋一
編集責任者 小山謙一

職場要求を改善せよ

旅客と労働者の安全を守るために要員の確保は不可欠

国労東海本部は6月25日、「平成26年度・会社諸計画」に対する改善要求をJR東海会社に申し入れました。

5月に3地本・1地区本部での東海本部オルグを開催して職場からの要求づくりを意思統一。組合員の要求は171項目が寄せられ、「本部事案」、「地方事案」、「職場環境事案」、「その他」に精査して国労東海申第7号で集約し、申し入れを行ったものです。

職場からも、創意工夫して改善を勝ち取る取り組みが重要です。(詳細は交渉情報第645号を参照)

運営方針・重点施策

設備投資

今年度の運営方針においても、安全・安定輸送の確保を最優先課題として取り組むことが重要であり、また、東日本大震災を教訓として、「東海地震」「東南海地震」に向けての地震対策を求めました。

解明要求は、「大規模改修工事の進捗状況」等6項目。

具体的要求は、「無人駅への要員の配置」、「ICカードの利便性向上のための改善策」として3項目。「設備投資を行う際の現場での検証」の改善を求めました。

安全問題

安全問題に対する解明要求は、「線路閉鎖責任者の責任の明確化」等8項目。

具体的要求は、「新幹線ホームを可動柵とする事」「在来線においても可動柵または固定柵の設置」等9項目について申し入れ、旅客や労働者の安全を守ることを最優先するよう求めました。

要員・教育問題

要員問題の解明要求として、「各系統の基準人員の算定の根拠の明確化」にしようえで、具体的要求として、「年休の取得」「休日労働の解消」のために要員を確保するよう求めました。

教育問題は、「災害時の対応についての教育」等4項目を求めました。

昇格問題・その他

昇格問題の具体的要求して、

安全・労災への意識を高める

新幹線地本が安全集会を開く

新幹線地本は6月7日、南部労政会館で「全分会長会議・安全集会」を開催しました。

初めに徳竹委員長が、「安全は労使共に共通の課題として会社と議論してきた。労災を中心に問題提起し、率直に安全と労災について意見交換したい」と挨拶しました。

続いて東海本部の木村業務部長が14春闘の報告及び14会社諸計画・労働協約の調査活動と安全について述べた後、地本としての提起を行いました。

佐藤業務部長が14年度経協の安全に係る部分についての交渉の報告と内容の分析報告を行い、特に施設の関連会社の労災件数が対前年比で大幅に増加している事に注目し、「今後も労災の件数の増減を注視するとともにその要因について考えていかな

「C1等級までB年限で昇進させる事」等2項目を要求。またその他として、「ノーネクタイを取り入れた夏季制服の一新」を要求しました。

「C1等級までB年限で昇進させる事」等2項目を要求。またその他として、「ノーネクタイを取り入れた夏季制服の一新」を要求しました。

「安全は労使共に共通の課題として会社と議論してきた。労災を中心に問題提起し、率直に安全と労災について意見交換したい」と挨拶しました。

続いて東海本部の木村業務部長が14春闘の報告及び14会社諸計画・労働協約の調査活動と安全について述べた後、地本としての提起を行いました。

佐藤業務部長が14年度経協の安全に係る部分についての交渉の報告と内容の分析報告を行い、特に施設の関連会社の労災件数が対前年比で大幅に増加している事に注目し、「今後も労災の件数の増減を注視するとともにその要因について考えていかな

入院、地震、火災、交通事故…一度も経験しない人はいない。

自分の身に起こってからでは遅いのが災害です。何事も備えあれば憂いなし。あなたや家族の幸せを自然災害や人災から守るために、しつかり組み合わせることで幅広く保障します。



火災共済/地震風水害共済/交通災害共済/生命共済/入院共済



憲法破壊は絶対に許さない

東海本部 抗議文を郵送

抗議行動で国民の意思を示す

(上)東海本部も2日間に渡って参加(右)夜遅くまでコールを続ける参加者

また、この集团的自衛権の行使については、解釈が曖昧であり、その時々の政府が判断

「閣議決定絶対撤回」というコールが夜遅くまで響き渡りました。

のを完全に否定し、内閣だけの協議で変更するという行為は、

こうした国民の多くの反対の世論を無視し、1日に政府は臨時閣議で集团的自衛権を容認するための憲法解釈の変更を決めました。これは、戦後の政府が一貫して主張してきた「憲法9条の下では海外での武力行使は許されない」としていたも



決意表明する原告団の内田・山口両団長

6月3日、5日の東京高裁での不当判決を受けて開催された「東京高裁不当判決を糾弾する6.26決起集会」は、開始から会場が満員となる熱気あふれた集会になりました。

国労本部真子書記長をはじめ東京地本や関東圏の組合員が参加しました。

集会ではまず弁護団長の上条弁護士が判決の不当性をわかりやすく説明。この判決は訴訟のルールを無視したものであり、判決は原告や弁護団の追及から逃げたものであると述べました。そして、最高裁に「公正な審理を尽くして高裁判決を破棄することを求め」て、これまで築かれた団結と運動は必ず勝利への展望を切り開くと参加者を力強く励ます報告となりました。

国民支援共闘会議からは行動提起がされ、当該組合の乗員組合と客室乗務員組合からの闘う決意が述べられました。

JAL不当解雇 撤回闘争 高裁判決の破棄をめざす

勝利への闘いを再び作る

するとという危険極まりないものとなつていきます。まさに、今回の閣議決定は、立憲主義に反するとともに憲法違反の行為です。国民の求めているものは、誰も殺し、殺されない平和な世の中であり、世界の人々と平和に

共存していくことです。こうした安倍政権の蛮行に対して、国労東海本部は3日付で安倍首相(及び自民党総裁)と山口公明党代表に対して「抗議」文を郵送しました。(ホームページ参照)

書記長は、「不当判決は断じて許すことのできない内容であり、この不当解雇は、乗員組合、客室乗務員組合に所属していることと差別を受けた紛れもない不当労働行為です。国労が受けた攻撃と同じものです。国労への最高裁判決は2対3で負けてしまいました。しかし、全国の共闘の仲間を支えられ解決することができました。ですが解決まで24年もの長い間の闘いでした。JALの闘いはこんなに長い年月をかけるわけには行きません。全国各地の組合員とともに知恵を出し、勝利に向けて頑張りた

「再び勝利への闘いを作る」との決意をこめて「団結ががんばろう」

「がん」の保障		「生きる」を創る。Afiac	
保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合		生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン	
初めて診断確定されたとき	がんの場合 一時金として 100万円 上皮内新生物の場合 一時金として 10万円	◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 入院給付金日額10,000円 定額タイプ保険料 払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)	
入院したとき	入院給付金 1日につき 10,000円	35歳	45歳
通院したとき	通院給付金 1日につき 10,000円	男性	3,656円 5,608円 9,360円 15,190円
手術したとき	手術治療給付金 1回につき 20万円	女性	3,734円 5,274円 6,864円 9,048円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金 1回につき 20万円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。	
抗がん剤治療を受けたとき	抗がん剤治療を受けた月ごとに 10万円 (すべての保険期間を通じて通算600万円まで) 乳がん・前立腺がんのホルモン療法の際 5万円	<募集代理店> アベニール株式会社 AF007-2011-0188 4月25日 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5交通ビル3F <引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 東海東海に關するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95	
訪問面談サービスと専門医紹介(このサービスは、株式会社法研が提供するサービスです)	プレミアムサポート		

◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。